

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	公営住宅法関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、公営住宅法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

公営住宅法関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託する場合には、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施するものとする。

## 評価実施機関名

三好市長

## 公表日

令和3年9月10日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅法関連事務
②事務の概要	本事務は、公営住宅法の基づく住宅サービスに関する事務である。事務の流れは、市営住宅への入居申込みの受理、許可若しくは却下、同居承認、退居等及び家賃算定等のための毎年度の収入申告事務である。 番号法においては、別表第一項の既定のとおり、各市営住宅の入退居等に伴う届出や使用料徴収に関する事務で個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	住宅使用料システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の19 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の31 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三好市建設部管理課
②所属長の役職名	管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三好市役所 建設部管理課 〒778-0002 三好市池田町マチ2145-1 電話番号 0883-72-7681
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三好市役所 建設部管理課 〒778-0002 三好市池田町マチ2145-1 電話番号 0883-72-7681

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	管理課長 山本 牧男	管理課長 土井 啓治	事後	
平成31年3月27日	3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番8	・番号法第9条第1項 別表第一の19 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	事後	
平成31年3月27日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二項番9、10、、11、12、15	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の31、85-2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第22条、43条の4 情報提供の根拠 なし	事後	
平成31年3月27日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	管理課長 土井 啓治	管理課長	事後	様式変更のため
平成31年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式変更のため
令和2年3月6日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の31、85-2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第22条、43条の4  情報提供の根拠 なし	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の31 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	事後	
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の31 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の31 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	事後	